

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 本人口座等の開設等をされる金融機関の営業所等の長が、当該本人口座等の開設等をする者の個人番号の確認を要しない者の範囲を定めることとする。(第3条関係)
- 2 署名用電子証明書を送信する方法に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を送信する方法によることができることとする。(第4条関係)
- 3 国外送金等に係る告知書を提出する者の告知等について、個人番号の告知を要しない者の対象となる特定通知等の範囲の細目等を定めることとする。(第5条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この省令は、令和7年4月1日から施行することとする。(附則関係)